



2 前項の承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、政令で定めることにより、税関に納付しなければならない。

(設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等)

**第十四条** コンテナー条約附属書一又は国際道路運送条約附属書六に定める技術上の条件を満たすものとして設計型式により承認されたコンテナーは、コンテナー条約第七条又は国際道路運送条約第十七条の規定により承認されたコンテナーとみなして、これらの条約及びこの法律を適用する。

2 前項の規定は、本邦においてその製造するコンテナーにつき、前項の設計型式による承認を受けようとする者について準用する。

**第十五条** コンテナー条約の非締約国への便益の提供(コンテナー条約の締約国以外の国(その国におけるコンテナーの通関上の取扱いその他的事情を勘案して政令で定める国を除く。)から輸入されるコンテナーは、締約国から輸入されるものとみなして、同条約及びこの法律を適用する。

(政令への委任)

**第十六条** 前各条に規定するもののほか、コンテナー条約及び国際道路運送条約並びにこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

**第十七条** 第四条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、若しくは帳簿を隠した者

又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第二十条** 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定及び輸入品に対する内国消費税の

徵収等に関する法律第二十六条の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

#### 附 則

この法律は、コンテナー条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、その日と国際道路運送条約が日本国について効力を生ずる日とが異なるときは、同条約の実施に係る部分については、同日から施行する。

**附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第**

**一〇八号) 抄**  
(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

**第二条** 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三第三項及び第四項、第二十四項、第二十五項から第四項まで、第二十七項から第二十九項まで、第三十

二 附則第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。),附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

**附 則 (平成三年五月一五日法律第七三号) 抄**  
(施行期日)

この法律は、平成三年十月一日から施行する。

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)  
附 則 (平成一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条の二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

#### 附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 附則(平成一七年三月三一日法律第二二号)抄  
(施行期日)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

2 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定(中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。」)、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定(第七条の九第一項(帳簿の備付け等及び前条第一項)を「第七条の九第一項及び前条第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項に改める部分に限る。)、同法第一百五条第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五十五条第五号の改正規定(第七条の九第一項)の下に「第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。)並びに第四条の規定並びに附則第八条(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月一日

**附 則 (平成二十四年三月三一日法律第一九号) 抄**  
(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から

施行する。

**第一条** 附則(平成二十四年三月三一日法律第一九号)抄  
(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から

施行する。

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、新関税法第百十七条第二項の規定は、この法律の施行の際に既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

#### 第四条

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

る。

(政令への委任)